

幕別町廃棄物減量等推進審議会会議報告（議事録）

- 1 日 時 令和元年 8 月 30 日（金） 13 時 30 分～14 時 20 分
- 2 場 所 役場会議室 3 - A・B
- 3 出席者 （委 員） 笹井守、加藤正則、加藤茂樹、杉山月水、下山一志、松島由弥、
池田明子、千葉美由紀、矢野義則、相馬勝彦（13 名中 10 名出席）
（事務局） 合田住民福祉部長、寺田防災環境課長、足利地域環境係長、有田主任
亀田地域振興課長、児玉住民生活係長
- 欠席者 （委 員） 沼口信昭、坂本浩美、岩野英法（13 名中 3 名欠席）
- 4 審議内容 下記のとおり

（委嘱状交付）

1. 町長挨拶
2. 会長の選任について
会長 矢野 義則 委員
3. 副会長の選任について
副会長 池田 明子 委員
4. 報告事項

報告第 1 号 ごみ排出量の推移について

（事務局）

議案の 3 ページをお開き願います。

この表は、現在の第 2 期ごみ処理基本計画において、基準年度としております平成 30 年度から平成 37 年度のごみ排出量となっております。

なお、各数値につきましては、H28（基準年度）、H30（実績）以外は第 2 期ごみ処理基本計画における目標数値であります。

表の左端の幕別地域にてご説明します。

まず、区分としましては、家庭からごみステーションに出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの「ごみステーション」に出されるごみの量を①の計画収集ごみ量、それに②の公区等で実施されている集団資源回収の量を合計したものを③計画収集ごみ発生量としております。

また、事業者や個人が、中間処分場であります「くりりんセンター」及び忠類地域であれば南十勝複合事務組合の処理施設へ、自ら搬入又は許可業者に委託して搬入しているものを④の直接搬入ごみ量としており、それぞれ、幕別地域と忠類地域、幕別地域と忠類地域を合計したものに分けて表示しております。

また、各数値の下に※原単位とありますが、これは、それぞれのごみの量を計画収集人口で割り、1 日 1 人当りのごみ発生量を示すものであります。

また、※資源リサイクル率とありますのは、A の計画収集の資源ごみと、C の集団資源回収の資源ごみの量を、D の全体のごみの量で割り、資源リサイクル率を出しているものであります。

平成 30 年 3 月に策定しました、第 2 期ごみ処理基本計画において定めている削減目標値と比率を、一番右側に記載しております。

この削減目標の比率は、平成 28 年度の数値に対しての削減目標比率で、達成目標年度は平成 37 年度としております。

では、平成 30 年度実績で、どのくらい達成されているかですが、

幕別地域の計画収集ごみ量原単位で、目標 -9.3%のところ、H30 2.1%増の実績です。

計画収集ごみ発生量原単位では、目標 −7.9%のところ
H30 1.1%増の実績です。

直接搬入ごみ量原単位で、目標 −4.9%のところ
H30 4.3%増の実績です。

資源リサイクル率では、目標 1.0%増のところ
H30 0.0%増減なしの実績です。

忠類地域の計画収集ごみ量原単位で、目標 −3.1%のところ
H30 −10.2%の実績です。

計画収集ごみ発生量原単位では、目標 −2.0%のところ
H30 −10.5%の実績です。

直接搬入ごみ量原単位で、目標 −3.3%のところ
H30 22.2%増の実績です。

資源リサイクル率では、目標 1.0%増のところ
H30 3.0%増の実績です。

幕別地域と忠類地域の合計では、
計画収集ごみ量原単位で、目標 −9.1%のところ
H30 1.1%増の実績です。

計画収集ごみ発生量原単位では、目標 −7.4%のところ
H30 0.5%増の実績です。

直接搬入ごみ量原単位で、目標 −4.3%のところ
H30 5.4%増の実績です。

資源リサイクル率では、目標 1.0%増のところ
H30 0.0%増減なしの実績です。

総括しますと、計画収集ごみについては、忠類地域では平成 28 年度より大きく減少しておりますが、幕別地域では微増しております。微増の要因としましては、不燃ごみの原単位が平成 28 年度比 4.7%増とやや増えております。

直接搬入ごみについては、忠類地域の特殊要因はあるものの、幕別地域、忠類地域ともに増加しております。増加の要因を把握し、例えば事業所へのごみ減量に係る啓発活動などの取り組みを強化するなどの施策を検討する必要があると考えております。

資源リサイクル率については、幕別地域、忠類地域ともに大きな変動はないため、今後も継続した取組が必要と考えております。

以上で、報告第 1 号ごみ排出量の推移についての説明を終わります。

(会 長)

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(委 員)

質疑なし。

報告第 2 号 十勝圏複合事務組合の新中間処理施設整備について

続きまして、「報告第 2 号 十勝圏複合事務組合の新中間処理施設整備について」説明をいたします。
議案の 4 ページをお開き願います。

(1)「ごみ処理の流れと施設概要について」であります。

ごみ処理のフロー図でご説明しますと、幕別地域の現処理施設においては、産業廃棄物を除く、一般廃棄物を受け入れしており、ごみの種別については大きな分類として、①可燃ごみ、②不燃ごみ、③大型ごみ、

④有害ごみ、⑤資源ごみに分類しております。

①「可燃ごみ」については、A中間処理施設である「くりりんセンター」で焼却処分をし、残灰については、B最終処分地である「うめーるセンター美加登」に埋立処理をしております。

②「不燃ごみ」、③「大型ごみ」については、資源化を図るため極力分別し、有価物を取り除いた残りを、B最終処分地に埋立処理をしております。

電池類や蛍光灯等の水銀を含む④「有害ごみ」については、特別な処理が必要になり、十勝圏複合事務施設においては処理できないことから、別途委託処理をしております。

⑤資源ごみについては、C十勝リサイクルプラザにおいて選別しており、その後、再商品化業者等により再資源化を図っていることであります。

更新の経緯であります。今回、中間処理施設となるAくりりんセンターは、平成8年10月から供用しており、現在において23年が経過しております。

この間稼働15年目の平成23年度から平成27年度の期間において、施設延命化に向けた基幹的改良工事を実施しており、稼働から30年目である令和7年度までの延命化を行ったところであります。

施設の稼働期間については、一般的に安全運転が可能な目安として稼働年数を30年としており、延命化措置を講じた場合についても35年程度が建替えの目安とされております。

このことから、組合においては平成28年度に「くりりんセンターの施設機能診断」を実施し、施設の再延命化と施設更新の両面からライフサイクルコストや施設機能の安全性・安定性を総合的に検討しており、結果、新たな機能を備えた新施設において「ごみ処理」を行う方針を決定したところであります。

議案の5ページをお開き願います。

続いて、(2)「新中間処理施設整備に係るスケジュールについて」であります。

新施設の整備にあたり、国の循環型社会形成推進交付金の活用や地域環境の関係から、各種構想や計画策定、調査業務が必要となっております。

このことから、スケジュールについては表のとおり予定をしており、現時点において、新施設の稼働については令和9年度以降を予定しております。

また、現在は施設整備基本構想を策定中であり、管内の廃棄物担当課長で構成している「新中間処理施設整備検討会議」により、現在までに14回の検討会議を重ねております。

また、整備に向けた専門的な意見を聴取するため、議案6ページになりますが、学識経験者で構成する「新中間処理施設整備検討有識者会議」を7回開催し、両検討会議において整備方針や建設候補地、ごみ処理方法のあり方について検討をおこなってきたところであります。

今年度中には基本構想素案が完成される予定であり、これにより施設規模や費用負担について一定程度の目安ができます。

続いて、(3)「新中間処理施設の建設候補地について」であります。

新中間処理施設の建設候補地については、構成市町村の中心地に位置し、ごみの排出量が多い、帯広市、音更町、幕別町、芽室町を前提に1市3町に候補地の提案依頼がありました。

また、候補地については原施設敷地面積と同等程度の5ha以上で、土地利用に関する法律的規制や土地の形状、所有者状況等を考慮し、帯広市から候補地の提案をいただき、現施設の東側にある2ヶ所に絞り込みをしております。

なお、今後の検討会議において正式に候補地を選定することとなります。

議案の7ページをお開き願います。

続いて、「ごみ処理方法の比較」であります。

現施設の能力ですが、可燃ごみの施設につきましては焼却方式であるストーカ式を採用しており、1日あたり330tの処理能力があり3炉体制で運転しております。

実績としましては1日あたり230t程度を処理しております。

不燃ごみの破碎処理機につきましては1日あたり110tの処理能力があり、実績としては1日あたり40tを処理しております。

新処理施設の「可燃ごみ」の処理方式としましては、これまで検討してきた5方式から本年5月までに、ストーカ方式、流動床方式、コンバインド方式の3方式に絞られ、さらに安定性や安全性、経済性、環境性

について総合的に評価し、本年7月の検討会議の中で表の左側に記載しているストーカ式に選定する方針となりました。

また、現在は可燃ごみを1日あたり230t程度の処理をしていることから、新施設では300t程度、不燃ごみの粉碎処理機につきましては、1日あたり40t程度の処理をしていることから、50t程度を想定しております。

これについては、構成市町村の人口推計や今年度以降の加入自治体のごみの排出量を見込んで想定をしています。

報告第2号については以上であります。

(会長)

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(加藤茂樹委員)

新聞報道にもあったが、忠類地域の南十勝複合事務組合における処理については町としてどのような展望を持っているか。

(亀田地域振興課長)

可燃ごみについては、南十勝複合事務組合の施設も老朽化しており、建替えは困難と判断に至ったところ。今後は十勝圏複合事務組合の処理施設に搬入することを計画しており、本年の8月28日に十勝圏複合事務組合長に対し要請をしたところである。

報告第3号 第9期分別収集計画について

続きまして、「報告第3号 第9期分別収集計画について」説明をいたします。

別冊の幕別町分別収集計画をご覧いただきたいと思います。1ページをお開きください。

2の基本的方向でございます。

ごみの排出抑制、再使用、リサイクル(3R)を基本とした循環型社会の構築をはじめ、以下3つの基本方向を定めております。

3の計画期間です。

この分別収集計画は「容器包装リサイクル法」に基づき、各市町村が3年毎に、5年間の分別収集計画を策定するもので、第9期計画として令和2年4月から5年間の計画とし、以降3年ごとに改定するものであります。

現在、各都道府県でこの分別収集計画のとりまとめを行い、11月下旬には環境大臣より公表される予定となっております。

2ページをお開きください。4の対象品目です。

本計画の対象品目は、容器包装廃棄物の内、スチール製容器、アルミ容器、ガラス製容器、飲料用紙製容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象としております。

5の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み、及び5ページに掲載しております品目毎の排出量の見込みを抜粋し、議案書に掲載しておりますので、ここで議案書の8ページにお戻りください。

容器包装廃棄物の排出量の見込みですが、平成30年度の実績排出量と計画収集人口を基準に、推計した年間排出量を掲載してあります。平成30年度の排出量が計画見込み値を下回ったことにより下降修正しております。

下段の表は、容器包装廃棄物の種類別の見込み量であります。こちらも平成30年度実績排出量を基準に推計した見込み量となります。

本計画における容器包装廃棄物の3Rを推進することにより、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られることから、今後も継続して広報・

HP、SNS等で啓発活動を行い、分別のルール、ごみの資源化に関する理解を深め、ごみ問題に対する意識の向上に努めたいと考えております。

報告第3号については以上であります。

(会 長)

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(委 員)

質疑なし。

5. 議事

議案第1号 ごみの減量施策のあり方について

現在、幕別町が実施しております、ごみ減量施策について、説明いたします。

議案の9ページをご覧ください。

これから説明いたしますごみ減量の施策であります。全て「幕別町第2期ごみ処理基本計画」に掲げているものであります。

施策としましては、大きく4つに分類されます。

まず、一つ目、

(1) 発生抑制、排出抑制の対策としまして、

①生ごみ処理容器、俗に言うコンポストの購入助成と電動生ごみ処理機の購入助成実績であります。これらの補助事業は、平成23年度をもって終了しておりますが、終了までにコンポスト1,853台、電動生ごみ処理機245台に対し助成しており、それにより年間326.3tの生ごみ処理がなされていると見込んでおります。

②集団資源回収実践地区交付金の交付でございます。

公区等の集団で回収した資源1kgに対し、5円を交付しております。

回収量としましては減少傾向にありますが、平成30年度実績で765.2t、団体数は、幕別地域で67団体、忠類地域で10団体となっております。

議案の10ページをご覧ください。

③ごみの有料化でございます。幕別地域では平成16年10月、忠類地域では平成16年4月より町指定ごみ袋を導入し、可燃ごみの有料化を実施しております。

④ノーレジ袋運動の推進でございます。町内スーパーにおいてすでにレジ袋有料化が導入されておりますが、今後も啓発について取り組んでまいります。

(2) 資源化、減量化対策であります。

①小型電子・電気機器回収ボックスの設置であります。平成23年度から実施しております。役場1階ロビー、忠類総合支所1階ロビー、札内支所にそれぞれ設置し、希少金属類、いわゆるレアメタルの再生利用を目的としているものであります。

平成27年度より回収ボックスの間口(45cm×33cm)を拡大し、パソコンやその他家電機器を新たに回収対象としたほか、ごみカレンダーの裏面半分を使って啓発を行った結果、平成27年度以降大幅な回収量となっております。このことにより、不燃ごみの削減効果が見込まれております。

②生ごみの循環利用促進に向けた検討であります。現在、帯広市、音更町、芽室町、幕別町の一市三町で、生ごみのディスポーザ処理による循環利用、堆肥化について検討を行っております。

ディスポーザとは、キッチンのシンクにある排水口のすぐ下に設置して、生ごみを水とともに粉碎して排水管に流し出す装置のことです。

平成27年度は、下水道施設に対する負荷調査を実施したほか、無作為に抽出した住民アンケートを実施

しましたが、町内において設置要望がないこと、下水処理施設の老朽化を加速させる恐れがあること、また、目的であるごみの減量に大きく繋がりにくいことから、導入については見送っている状態になっております。

ディスプレイの導入につきましては、今後も随時情報を収集し、生ごみ減量の施策として有効なのかを検討していきたいと考えております。

③食品ロス削減についてであります。生ごみの減量化を目的に、広報誌での啓発や飲食店・販売店にチラシを掲示しております。

掲示内容としては、家庭で出来ることとして、必要な食材だけをこまめに買うことや、調理方法として、残っている食材から食材を使い、使い切ること、また、外食・宴会では 30・10（さんまる・いちまる）運動として乾杯後の 30 分と解散前の 10 分間で料理を楽しむことで、料理を無駄にしないことを推奨しております。また、食品ロス削減の推進に関する法律が本年 5 月より施行され、毎年 10 月を食品ロス月間とし、さらに 10 月 30 日を食品ロス削減の日と定められましたことから、より一層の P R 啓蒙活動に努めてまいります。

（3）適正処理の対策であります。

①ごみ分別の指導についてであります、

ごみステーションに、分別していないごみ袋や、ごみの出す日を守らない袋、指定ごみ袋ではない袋などで排出されている場合があります。その場合、ごみ袋の中身を詳細に調査して、排出者が特定できるものがあれば、本人に直接指導をしております。指導方法としましては、文書による指導や直接お会いして指導を行っております。

また、恒常的に、分別をしていない場合や、収集日を守らないごみがあるごみステーションには、公区長と相談して、啓発看板などを設置しています。

集合住宅のごみステーションや、その近くのごみステーションに不適切な排出が多い場合は、集合住宅の管理会社に住人に対して、直接指導を要請しております。

議案の 11 ページをご覧ください。

②ごみの適正排出の対策であります、

有料化当初は、指定ごみ袋は半透明であったため、レジ袋と見分けがつかなかったことから、色付に変更し、レジ袋との明確化を図りました。また、ごみ減量には直接関係はありませんが、平成 28 年の 1 月から、可燃ごみの指定ごみ袋について、サトウキビを原料とするバイオマスプラスチックを 10% 配合した指定ごみ袋を新たに導入しました。石油資源を節約することができるほか、製造時の加熱温度が低く、製造過程におけるエネルギー消費量が少ないため、二酸化炭素の排出量削減にも貢献するなど、環境にやさしいものとなっております。

なお、不燃ごみについては、コストなどの条件面で折り合いがつかず、今のところ導入時期は未定となっております。

ガラス対策用ごみサークルの導入補助について、平成 26 年度の試行で好評を得たことから、平成 27 年度から町の協働のまちづくり支援事業として補助を実施、積極的な導入を推進しております。

また、ごみの適正排出について、広報紙やホームページ、平成 30 年から運用を開始したツイッターなどの SNS を通じ、分別の啓蒙・周知をしております。

（4）環境教育、美化推進の対策であります。

①ごみ不法投棄の抑制としまして、

頻繁に不法投棄される箇所のマップ化、不法投棄箇所の調査・パトロールの実施、不法投棄禁止看板の設置、不法投棄物を調査し、投棄者が判明した場合は警察へ情報を提供、または、直接指導を行っております。

②清掃活動としまして、

公区、その他団体等によるボランティア清掃の協力として、公区へは、ボランティアシールを配布。その他団体等のボランティアごみは町で回収しております。

町民、事業者等を対象とした、清掃活動「全町一斉クリーン作戦」を実施しています。例年 5 月と 10 月に実施しており、平成 30 年度は春秋 2 回で計 317 人の参加、700 k g のごみを回収しました。

令和元年度につきましては、春 218 人、580 k g のごみを回収しました。

審議会委員の皆様におかれましても、ぜひ積極的な参加をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

す。

最後に、

③「幕別町環境宣言」の発信であります。

町全体が、地球環境問題に取り組む決意として、平成20年9月に町独自の「幕別町環境宣言」を発信しました。

町民一人ひとりが、地球環境問題に関心をもってもらい、環境にやさしいライフスタイルの実践に取り組むことを宣言しております。

また、この宣言と併せまして、『「地球にやさしい行動」の具体的な取り組み』と『地球にやさしい行動 チェックシート』も紹介し、どんなことを、取り組めばいいのか、わかりやすく紹介しております。

詳しい内容については、ホームページに掲載しております。

以上で、議案第1号ごみ減量施策のあり方についての説明を終わります。

(会 長)

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(委 員)

質疑なし。

6. その他

(会 長)

続きまして、次第の6. その他について事務局からありますか。

(事務局)

その他についてはありません。

(会 長)

最後に、全体を通して質疑があればお受けいたします。

(相馬委員)

うめーる美加登の供用年数は何年までか。また、新中間処理施設において、焼却灰の資源化の検討は。

(寺田防災環境課長)

あと10年はおおよそ使用可能と組合から聞いている。焼却灰の資源化については、検討事項とされていたが、受入れ業者が限られることから埋立処分することとなった。

(杉山委員)

消費者協会できりりんセンターを視察したところ、資源ごみの分別について幕別町は悪いと聞いた。SNSでの広報周知するのであれば、読み物として目に入りやすい記事を。

(寺田防災環境課長)

分別については平成30年度にHP上にごみ分別辞典を新たに掲載する等、周知を図っている。今後も継続して広報周知に努めたい。

(会 長)

質疑がないようであれば、以上をもちまして、令和元年度第1回廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。